イ　運転開始前及び運転停止後の発電用原子炉施設の点検の結果	［略］	［略］
［削る。］	［削る。］	［削る。］
ロ　［略］	［略］	［略］
ハ　運転管理責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	その都度
ニ　原子炉本体（四号炉、五号炉及び六号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る四号炉、五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に注入する冷却材の流量	［略］	［略］
ホ　［略］	［略］	［略］
ヘ　［略］	［略］	［略］
ト　［略］	［略］	［略］
チ　［略］	［略］	［略］
リ　［略］	［略］	［略］
ヌ　［略］	［略］	［略］
ル　［略］	［略］	［略］
ヲ　［略］	［略］	［略］
ワ　第十四条第五号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について五年間とする。
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、廃止措置対象施設を除く。）	［略］	［略］
四　［略］	［略］	［略］
五　放射線管理記録	毎日一回。	［略］
イ　発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（廃止措置対象施設を除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率		

ト　運転開始前及び運転停止後の発電用原子炉施設の点検	［同上］	［同上］
チ　発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）の運転開始、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の日時	その都度	一年間
リ　［同上］	［同上］	［同上］
ヌ　運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	［同上］
ル　原子炉本体（四号炉、五号炉及び六号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に注入する冷却材の流量	［同上］	［同上］
ヲ　［同上］	［同上］	［同上］
ワ　［同上］	［同上］	［同上］
カ　［同上］	［同上］	［同上］
ヨ　［同上］	［同上］	［同上］
タ　［同上］	［同上］	［同上］
レ　［同上］	［同上］	［同上］
ソ　［同上］	［同上］	［同上］
ツ　［同上］	［同上］	［同上］
［加える。］	［加える。］	［加える。］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）	［同上］	［同上］
四　［同上］	［同上］	［同上］
五　放射線管理記録	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録に	［同上］
イ　発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率		